新座市告示第345号

新座市営墓園条例（昭和６０年新座市条例第４号）第１７条の規定により墓所の使用申込者を公募するので、新座市営墓園規則（昭和６０年新座市規則第１４号）第４条の規定により次のとおり告示する。

令和８年１０月２３日

新座市長　並　木　　傑

１　使用申込者の資格

使用申込者の資格は、以下の２点に合致する者とする。

⑴　申請日現在、新座市営墓園条例第１１条第１項本文の要件（引き続き３年以上本市の住民基本台帳に記録されている者）を満たす者

⑵　申請日現在、新座市営墓園の墓所使用権利者でない者

２　公募の期間

令和８年１１月２日（月）から同月３０日（月）まで

３　募集数

１，０６５体（名）（令和８年１０月１日現在）

公募は、埋蔵可能数４，０００体が満枠となるまで先着順で受け付けることとする。

なお、残存枠数は現使用者のキャンセル等で変動するため、申請受付期間終了時点の数をもって募集数とすることとする。

４　申請に必要な書類

⑴　申請時に提出する書類

ア　新座市営墓園墓所使用許可申請書

イ　新座市営墓園合葬式墓所申請事項確認書

ウ　生前申込みに係る第三者指定届出書（生前申込みを希望する場合）

エ　３か月以内に発行された申請者の住民票の写しの原本（世帯全員のもので、続柄及び本籍が記載されているもの＜外国籍の方は、国籍記載＞）

オ　提出書類一覧表（チェックリスト）

⑵　合葬式墓所の使用権利者の決定後に提出する資料

ア　生前申込みの場合に提出する資料

(ｱ)　生前申込みをする場合、３か月以内に発行された、申請者を除く納骨

対象者の住民票の写しの原本（ただし、申請の際、提出した資料のうち、４－(1)－エで納骨対象者が記載されている場合は除く。）

(ｲ)　３か月以内に発行された、申請者及び納骨対象者の戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）＜外国籍の方は、外国人登録原票の写しの原本＞

イ　遺骨の場合に提出する資料

(ｱ)　未埋蔵の遺骨を納骨する場合、火葬済の押印がされた火葬許可証の原本

(ｲ)　改葬する場合、現在遺骨が埋蔵されている墓所の埋蔵証明書

(ｳ)　過去に、墓所に埋蔵したことがある遺骨を自宅保管している等、改葬許可証や埋蔵証明書等の公的証明書を提出できない場合、直近の墓所で遺骨を埋蔵していたことを証明する公的な書類

ウ　その他、提出する書類

(ｱ)　申請者と埋蔵予定者（焼骨）の親族関係が、ア及びイの資料だけでは分からない場合、関係が分かるもの（戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）や除籍全部事項証明書（除籍謄本）等の公的な書類）

(ｲ)　ア～ウのほか、申請を受け付けるに当たり、提出が必要と判断した資料

５　注意事項

(1)　公募の期間外に到着した申請書は無効とする。

(2)　重複した内容の複数の申請は認めないものとする。